

内容	宗教は文化であり、学びであり、教育である。 現代の日本は社会教育法と宗教法人法は別々に考えられている。宗教の目的は心の教育であり、決して頭でっかちな一方的教育ではない。 学歴社会は冠位十二階制度から始まり仏教的思考が頂点でなければならぬ。日本独自の文化の学びが社会教育でないと言うのなら矛盾が起きるし、学校教育で欠如している心の教育は宗教法人が担っているのである。宗教法人での学びを学歴として認めろとまでは言わない。けれど教育の中の 1 つである事を認めてはどうだろうか。
回答	心の教育について学校では、道徳の時間を「特別の教科 道徳」と位置付け実施しています。 道徳教育を通じて育成される道徳性は、物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、情操などを培う「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤となり、「生きる力」を育むために重要なものです。 教育は、知識や技能また規範などの学習を促進する意図的な働きかけの諸活動とされ、学校のみでの教育に限らず様々な環境においても自ら主体的に出来るものであり、様々な教育を他の者が認める認めないなどというものではないと思います。 今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、町長への手紙のご回答といたします。